

森林法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(地域森林計画の協議等の手続)</p> <p>第三条 法第六条第五項の規定による協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後(法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後)、<u>法第五条第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。</u></p> <p>2 法第六条第六項の規定による届出は、<u>同条第三項の規定による意見の聴取の後、地域森林計画に記載しようとする法第五条第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。</u></p>	<p>(地域森林計画の協議の手続)</p> <p>第三条 法第六条第五項の規定による協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後(法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後)、<u>法第六条第六項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。</u></p> <p>(新設)</p>